

令和4年12月2日	
資料提供	
和歌山県高病原性鳥インフルエンザ対策本部	
問合せ先	畜産課 担当:上田、橋本 災害対策課 担当:阪上
電話番号	073-441-2924、2925(直通)

## 県内で発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる移動制限区域の解除について

白浜町の家きん飼養施設で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴い設定した移動制限区域を下記のとおり解除しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 移動制限区域の解除

当該施設における防疫措置完了後 21 日が経過し、農林水産省と協議した結果、令和4年12月4日(日)午前0時をもって移動制限区域を解除します。

(参考) 移動制限区域：発生施設から半径 3km の範囲内の区域  
卵や家きん等の移動禁止

#### 2 消毒ポイントの撤去

移動制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを撤去します。

番号	名称	所在地	運営時間
1	しらとりスポーツ広場北グラ ンド側駐車場	白浜町十九淵 154-1	5:30~20:00

(参考) 施設の概要及び防疫措置の経過

所在地：白浜町 飼養状況：家きん（アヒル等）63羽  
防疫措置の経過 11月11日(金) 9時20分 殺処分開始  
11月11日(金) 14時00分 殺処分完了  
11月12日(土) 5時00分 防疫措置完了

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。